

第二次 蔵王町環境基本計画

みんなが創る 地球にやさしい ざおうまち

令和5年3月
蔵王町





はじめに

～みんながつくる 地球にやさしい ざおうまち～

私たちの蔵王町は、雄大な自然景観を有する秀峰蔵王連峰に抱かれ、火山地帯でありながら、そこに暮らす人々の知恵と工夫により、この地域特有の地形や自然環境を強みに変え、農業と観光の町として発展してきました。

一方で、資源やエネルギーを大量に消費する経済活動の発展は、環境に多大な負荷をかけ、地球温暖化の一層の深刻化をはじめ、環境をめぐる課題はますます複雑・多様化しております。

本町では、こうした動向を踏まえ、平成24年10月に施行した「蔵王町環境基本条例」に基づき、環境保全に関する基本的な計画である「蔵王町環境基本計画」（計画期間：平成26年度～令和4年度の9年間）を策定し、これまで町民や事業者とともに、自然環境の保全、地球温暖化対策や環境教育の推進など、様々な取り組みを行ってまいりました。

そして、このたび、計画期間の満了を迎えるにあたり、新たに表面化している環境の諸問題に対応していくため、「第二次蔵王町環境基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度の10年間）を策定いたしました。

本計画は、世界的に標準となりつつあるグリーントランスフォーメーションやカーボンニュートラルといった考え方などを加えながら、町民・事業者・行政をはじめとする、あらゆる主体が具体的な行動を起こす指針とするため、計画全体が理解しやすいよう、読みやすさ・わかりやすさを意識して策定しております。

また、本町の特性、環境をめぐる動き、町民ニーズ、環境面からみた主要課題を総合的に勘案し、本町が目指すべき環境像として、「みんなが創る 地球にやさしいざおうまち」を掲げ、町一体となって、良好な環境を守り活かしていく取り組みを積極的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして、企画審議会委員や環境基本計画策定委員会委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。また、アンケート調査やパブリック・コメントなどで、たくさんの町民や事業者の皆様にご協力いただきましたことに対し、心より御礼申し上げます。

令和5年3月

蔵王町長 村上英人

目次

第1章	はじめに	1
1	環境基本計画とは	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	対象とする環境の範囲	3
5	計画の期間	4
6	計画の特色	4
第2章	蔵王町の特性と課題	5
1	蔵王町の自然的特性	5
2	蔵王町の社会的特性	8
3	地区別の特性	10
4	環境をめぐる動きと町民ニーズ	11
5	蔵王町の環境面からみた主要課題	22
第3章	望ましい環境像	24
第4章	計画の体系	25
第5章	環境施策	26
環境目標1	蔵王が輝く自然共生のまち	26
1-1	自然環境・農村環境の保全と創造	26
1-2	緑化の推進	28
1-3	景観の保全と形成	30
1-4	歴史的・文化的環境の保全	32
1-5	「蔵王ジオパーク構想」の推進	34

環境目標2	地球にやさしい脱炭素・循環のまち	38
2-1	地球温暖化対策の推進	38
2-2	自然環境・景観にも配慮した再生可能エネルギー施設の導入と省エネルギーの推進	40
2-3	ごみの適正処理の推進と3Rの促進	42
2-4	食品ロス対策の推進	44
環境目標3	安全・安心・快適な生活環境のまち	46
3-1	水環境の保全	46
3-2	環境汚染対策の推進	48
環境目標4	みんなで環境を考え行動するまち	50
4-1	環境に関する広報・啓発活動、情報提供の推進	50
4-2	環境教育・学習の推進	52
4-3	環境保全活動の促進	54
資料編		57
◆	策定体制・策定経過等	57
◆	第二次蔵王町環境基本計画策定に係る関係者の名簿	59
◆	企画審議会・策定委員会・庁内検討委員会の設置に係る条例・要綱	62

第1章 はじめに

1 環境基本計画とは

環境基本計画とは、国や地方自治体などの環境保全に関する基本的な計画であり、良好な環境を守ったり、つくったりすることで、将来どのようなまちになることを目指すのか、そしてそのためにどのようなことに取り組むのかをまとめた計画です。

2 計画策定の目的

本町では、平成24年10月に施行した「蔵王町環境基本条例」に基づき、平成26年7月に、本町の環境保全に関する基本的な計画として、「蔵王町環境基本計画」(計画期間:平成26年度～令和4年度の9年間)を策定し、これまで町民や事業者とともに自然環境の保全、地球温暖化対策や環境教育の推進など、様々な取り組みを進めてきました。

しかし、計画策定後およそ10年を経過した今日、地球温暖化の一層の深刻化をはじめ、環境をめぐる課題はますます複雑・多様化してきており、世界各国から住民一人ひとりまで、あらゆる主体が、環境の保全と創造、資源・エネルギーの循環、そしてカーボンニュートラル^{※1}の実現、SDGs^{※2}の達成などに向けた具体的行動を起こすことが求められています。

このため、こうした世界・国の動向や、町民・事業者のニーズを踏まえ、これからの時代の環境のまちづくりを総合的に進めるため、「蔵王町環境基本計画」の計画期間が終了することを機に、新たな視点と発想を加え、ここに「第二次蔵王町環境基本計画」(計画期間:令和5年度～令和14年度の10年間)を策定します。

※1 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

※2 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。国連加盟193か国が平成28年から令和12年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

3 計画の位置づけ

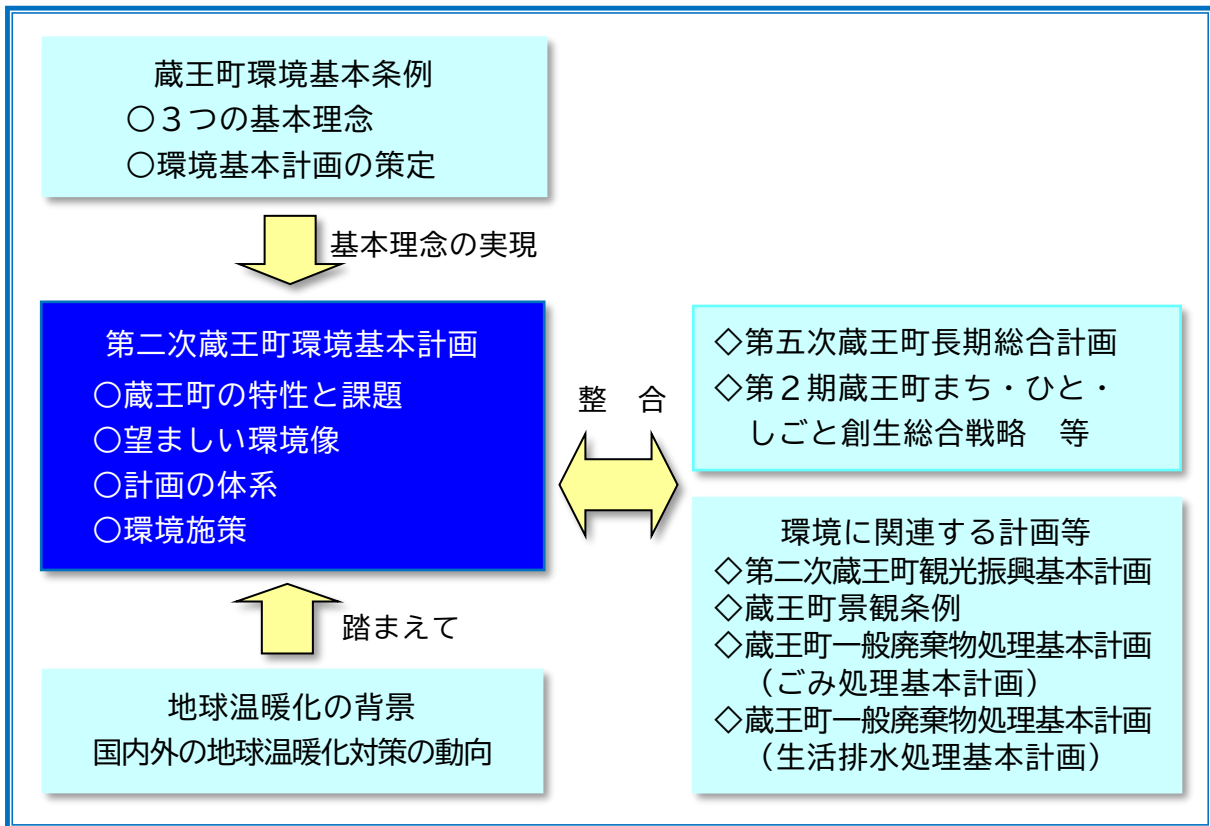
本計画は、「蔵王町環境基本条例（平成24年10月1日施行）」第11条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、同条例第3条の3つの基本理念の実現を目指すための計画です。

また、「第五次蔵王町長期総合計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）や「第2期蔵王町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：令和3年度～令和9年度）などとの整合を図るとともに、環境に関連する計画の「第二次蔵王町観光振興基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」、「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」などとの整合を図って策定しました。

「蔵王町環境基本条例」の3つの基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、町民、事業者及び滞在者が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない豊かな環境の恵みを楽しむとともに、この環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者及び滞在者がその責務に応じた公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、環境への負荷の低減を図りながら、資源循環型社会の構築を目指していかなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深くかわりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において、環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

第二次環境基本計画を取り巻く関連計画等



4 対象とする環境の範囲

本計画は、第一次計画と同様に、幅広い環境を対象とします。

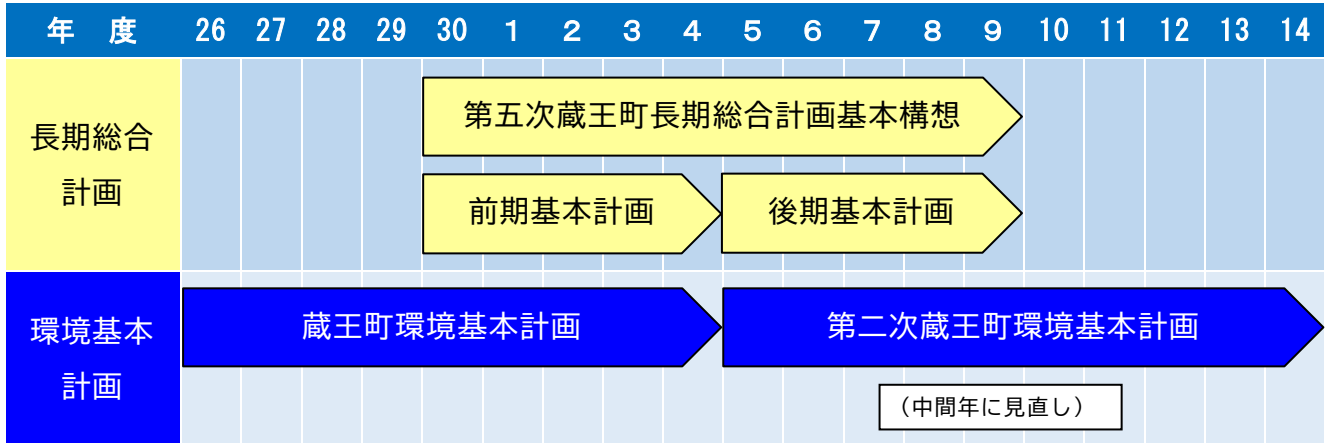
対象とする環境の範囲

分野	環境に関するキーワード
自然環境	森林資源、農業資源、河川・池沼・湿地、野生生物、生物多様性 等
社会環境	環境保全型農業、景観、歴史的文化的遺産、公園、環境美化活動、環境教育・環境学習 等
生活環境	大気汚染、水質汚濁（生活排水処理を含む）、悪臭、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等
廃棄物などの物質循環	ごみの減量・分別、リサイクル、不法投棄、野焼き 等
地球環境	地球温暖化、温室効果ガス（二酸化炭素など）、再生可能エネルギー 等
放射性物質による環境汚染	空間放射線量、放射性物質 等

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、その中間年に、アンケート調査による町民や事業者のニーズ、環境をめぐる世界・国の動向を踏まえ、内容の見直しを行います。

計画期間



6 計画の特色

本計画は、次のような特色を持つ計画として策定しました。

◆読んでわかる計画

町民や事業者が、本計画を読んで理解し、蔵王町の環境をよくするための行動を起こすきっかけとなるよう、町民の目線に立った、シンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、読んでわかる計画として策定しました。

◆環境面からとらえた総合的なまちづくり計画

蔵王町の環境をよくするための取り組みを町一体となって進めていくため、環境分野の個別計画ではなく、すべての部署の参画のもと、環境面からとらえた総合的なまちづくり計画として策定しました。

第2章 蔵王町の特性と課題

1 蔵王町の自然的特性

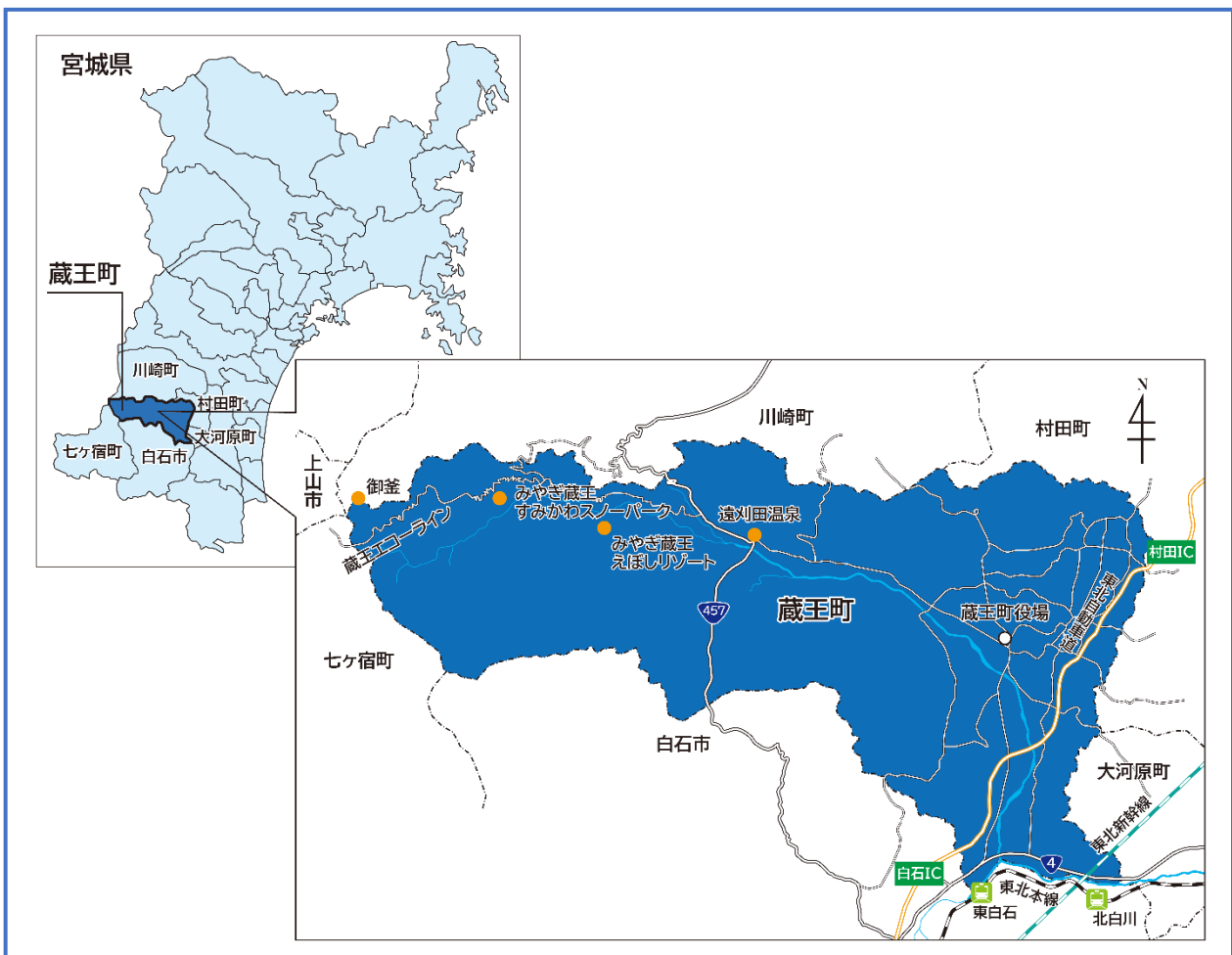
(1) 位置・面積

本町は、宮城県の南西部に位置し、東は村田町と大河原町、南は白石市と七ヶ宿町、西は山形県上市市、北は川崎町に接しています。

奥羽山脈に連なる蔵王連峰の東麓に広がるまちで、東西 23 k m、南北 13 k m、総面積は 152.85km² となっています。

東端を東北自動車道と国道4号が走り、国道4号に接続する主要地方道白石上山線が西に向かって町を横断し、山形県に通じています。

蔵王町の位置と概要



(2) 地形・地質

本町の海拔標高は、最高点が西端の屏風岳の 1,825m、最低点が東南部の松川と白石川の合流点の 20mで、約 1,800mの大きな高低差があります。

森林が町域の 6 割以上を占め、西部は高原・山岳地帯、東部は巨大カルデラの痕跡を残す平野・丘陵地帯であり、西部は蔵王火山の活動による火山地形が発達し、火山活動の堆積物からなる扇状地地形などがみられ、東部の松川流域には盆地や段丘群が形成されています。

西部の山頂部には、本町のシンボルともいえる火口湖「御釜（おかま）」があり、これを含む蔵王連峰一帯は、四季折々に変化する美しく豊かな自然環境・景観を誇り、蔵王国定公園・蔵王県立自然公園に指定されているほか、活火山である蔵王火山は、地質学的に貴重なフィールドとして、「日本の地質百選」に選定されています。

本町では、こうした貴重な地質遺産や蔵王が育んだ豊かな自然、蔵王で暮らしてきた人々の歴史・文化などの地域の宝を守りながら活かしていく活動を行う「蔵王ジオパーク^{※3}構想」に取り組んでおり、その一環として、「日本ジオパーク」に認定されることを目指しています。

火口湖「御釜（おかま）」



注) 写真やイラストはイメージ。印刷時に適切なものと差し替え（以下同様）。

※3 「地球・大地（ジオ）」と「公園（パーク）」を組み合わせた言葉で、「地球・大地の公園」を意味し、地球や大地を学び、楽しむことができる場所のこと。現在、日本には、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が 44 地域あるほか、そのうち 9 地域が「ユネスコ世界ジオパーク」にも認定されている。

(3) 動植物

東部の丘陵地帯では、かつては里山の雑木林に特有のコナラ・クリ林が多くみられましたが、現在は、これらの伐採が進み、スギ・ヒノキ・アカマツが植林されているほか、果樹園が開かれています。

高原地帯では、遠刈田温泉から七日原にかけてはコナラ・クヌギ林が多くみられましたが、現在はクヌギ・ナラなどが植林されています。西部の亜高山地帯では、常緑針葉樹のアオモリトドマツ林が広大な森林を形成しているほか、屏風岳東面の断崖には亜高山落葉広葉樹林が分布しています。なお、アオモリトドマツ林では、特殊な気象条件のもと、厳冬期には「樹氷」がみられ、本町の冬の風物詩となっています。

高山帯では、高木はみられず、ハイマツの低木林が分布しています。山頂付近は火山荒原となり、ガンコウランやイワカガミなどの高山植物が群生し、砂礫地にはコマクサもみられます。

こうした植生を背景に、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、ホンドタヌキ、ホンドギツネ、トウホクノウサギ、ホンドリス、ホンドイタチ、オコジョ、ムササビ、ネズミ類、モグラ、ハクチョウ、カワウ、ヤマネやコウモリ類など、多様な動物が生息しています。

ニホンカモシカ



2 蔵王町の社会的特性

(1) 人口

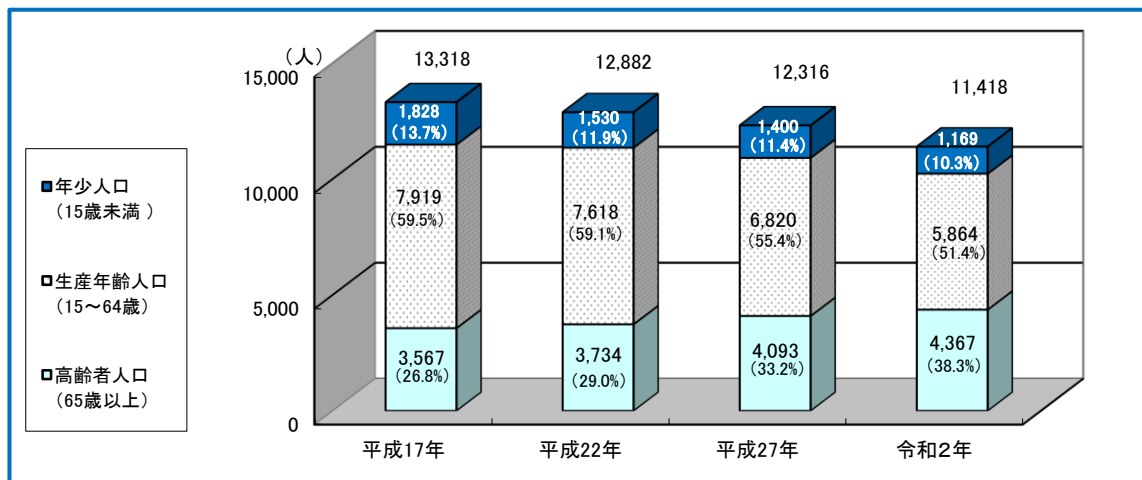
本町の総人口(令和2年国勢調査)は11,418人で、平成27年の12,316人から898人減少し、増減率は▲7.3%となっています。

これまでの推移をみると、減少幅は徐々に大きくなってきており、人口減少が加速していることがわかります。

年齢(3区分)別の人口は次のとおりで、これまでの推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳~64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加しています。

また、その比率をみると、年少人口比率(10.3%)は全国平均(12.1%)や宮城県平均(11.9%)を下回り、高齢者人口比率(38.3%)は全国平均(28.7%)や宮城県平均(28.3%)を大幅に上回り、少子高齢化、特に高齢化が急速に進んでいることがわかります。

総人口及び年齢別人口の推移



注) 総人口には年齢不詳を含む(比率は年齢不詳を除いて算出)。

資料: 国勢調査

(2) 産業

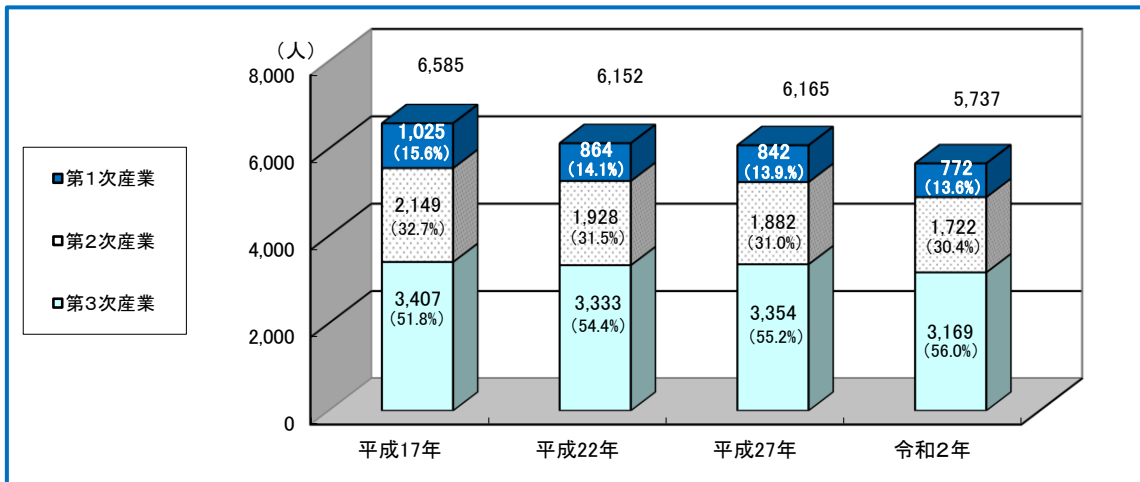
本町の就業者総数（令和2年国勢調査）は5,737人となっています。産業（3部門）別の就業者数は次のとおりで、近年は新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、3部門ともに減少傾向にあります。

また、その比率をみると、第1次産業就業者比率（13.6%）は全国平均（3.5%）や宮城県平均（4.2%）を大幅に上回り、第2次産業就業者比率（30.4%）も全国平均（23.7%）や宮城県平均（22.5%）を大幅に上回り、農業と建設業・製造業に従事する人が多いことが特徴となっています。

農業では、水稻をはじめ、果樹や野菜の生産、畜産が行われており、特にナシは、県下の生産量を誇ります。製造業では、窯業・土石製品製造業（セメント製品等の製造）や食料品製造業などが主体となっています。

また、本町は、観光のまちとしても知られており、火口湖「御釜（おかま）」をはじめとする蔵王国定公園や遠刈田温泉、スキー場、ゴルフ場、リゾートホテル等があるほか、「蔵王の樹氷めぐりツアー」や農業体験などの体験交流活動も行われています。

就業者総数及び産業別就業者数の推移



注) 就業者総数には分類不能を含む（比率は分類不能を除いて算出）。資料：国勢調査

観光客入込数・宿泊観光客数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
観光客入込数 (人)	1,660,174	1,674,469	1,578,865	1,641,621	1,091,490
宿泊観光客数 (人)	336,772	338,242	261,724	285,885	148,262

注) 各年1月～12月

資料：宮城県観光統計概要

3 地区別の特性

本町は、5つの地区からなっています。地区ごとの代表的な特性をまとめると、次のとおりです。

地区別の特性

<p>円田地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盆地の中心にあり、古くから農業地帯として発展し、現在も農畜産物の生産が行われています。 ・平坦部では、県営ほ場整備事業によって整備された水田が広がり、米づくりが行われています。 ・東部の丘陵地では、果樹の栽培が盛んに行われており、県下一の生産量を誇るナシを中心とした果樹の産地が形成されています。 ・円田入地区では、酪農が盛んに行われています。
<p>平沢地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北自動車道村田インターチェンジから約1.5kmに位置し、蔵王連峰や水田が一望できる景勝地であり、本町の北の玄関口となっています。 ・県営ほ場整備事業によって水田の大区画化が図られるとともに、直播栽培の導入などが行われ、農業生産が活発な地区となっています。 ・県道沿いに産直市場が開設され、四季折々の農産物を販売しています。 ・町道小村崎中央線沿いでは、小村崎区民総出でマリーゴールドを植栽する「花いっぱい運動」を展開しており、多くの人々の目を楽しませています。
<p>永野地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道白石上山線が縦貫しており、本町の中心地として、住宅や商業施設、公共施設が集積しています。 ・役場庁舎があり、その周辺には、「蔵王町地域福祉センター（ざおうヘルスプラザ）」や、公民館・文化会館・図書館の複合施設である「蔵王町ふるさと文化会館（ございんホール）」などの公共施設が集積しています。ございんホールでは、春から秋にかけて「ございん市」が週末に開かれ、地域の農産物の販売などが行われています。 ・西部の永野西地区は、古くから果樹園芸が盛んに行われており、観光果樹直売所が県道沿いに店を連ねています。 ・蔵王エコラインや遠刈田温泉などに向かう沿道において、環境美化運動が積極的に行われています。
<p>宮地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦地が多く、国道4号、主要地方道白石上山線が通過しており、東北自動車道白石インターチェンジから約2kmと交通条件に恵まれていることから、南の玄関口となっています。 ・住宅や各種の企業、飲食産業、商業・サービス業が集積しています。 ・東部の向山地区の向山工業団地には、大手企業が進出しています。 ・蔵王町を流れる松川と白石川が合流する地であり、冬になると、はるかシベリアから白鳥が越冬のために飛来します。 ・主要地方道白石上山線沿いにある刈田嶺神社白鳥大明神は、蔵王火山を「刈田嶺神」の宿る神山として祀る、古くからの信仰を今に伝える由緒ある神社であり、毎年1月14日の「どんと祭」では百貫締縄の奉納が行われ、大勢の人で賑わいをみせます。
<p>遠刈田地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県を代表する名湯の一つである遠刈田温泉があります。遠刈田温泉の開湯は、今から400年以上前の慶長6年といわれ、古くから山岳信仰の蔵王権現に参拝する人々の湯治場として栄えてきました。 ・ホテルや旅館、共同浴場があり、周辺の温泉付き別荘地や保養所などとともに温泉を活かした癒しの空間を形成しているほか、2箇所のスキー場やゴルフ場があり、大自然と共生する観光・レジャー産業の拠点となっています。 ・高原地帯を利用した畜産や緑花木の生産も盛んです。

4 環境をめぐる動きと町民ニーズ

(1) 世界・国などの動き

① 地球温暖化対策

平成27年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑えることなどが世界共通の長期目標として掲げられました。

わが国では、これを踏まえ、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和12年度までに温室効果ガス排出量を26%削減（平成25年度比）する中期目標を掲げて取り組んできました。

そして、多くの国や企業が「グリーントランスフォーメーション^{※4}」に取り組む中、令和2年10月に、「令和32年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」（カーボンニュートラル）を宣言しました。

② 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、住民・事業者・行政などの多様な主体が連携して行動することが求められています。



資料：国際連合広報センターホームページ

※4 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した先端技術を活用し、経済社会システム全体を変革（トランスフォーメーション）する取り組み。

③ 第五次環境基本計画

平成30年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏^{※5}」の創造に向け、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点から新しいものを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

※5 エネルギーや食を地産地消しながら、地域の中で資源が循環する「自立・分散型」の社会をつくり、地域同士が互いに資源を補完しながら支え合うという考え方であり、SDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すもの。

④ 生物多様性

私たち人間の生活は、多様な生物の生態系に依存しており、自然環境を守り、様々な生物多様性^{※6}の恵みを持続的に利用していくことは、人類共通の最重要課題の一つです。

世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成4年に「生物多様性条約」が締結されました。これによると、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

その後、平成22年には、生物多様性の損失を止めるため、令和2年までに世界各国が達成すべき20の個別目標「愛知目標」が採択されました。しかし、「愛知目標」の達成状況は一部の分野で成果はあったものの、完全に達成した項目はなく、生物多様性の損失が続いています。

⑤ プラスチックの資源循環

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

このような中、国では、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「3R^{※7}+Renewable^{※8}」の基本原則と、6つの中間目標を掲げました。

さらに、令和3年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

※6 生物や生態系の豊かさを表す言葉。単に多様な生物がいるだけのことでなく、それぞれの土地で進化してきた一つひとつ個性を持った多様な生物が、他の生物と直接的・間接的につながりを持って生きている状態をいう。

※7 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

※8 再生可能な資源に替えること。

⑥ 食品ロス

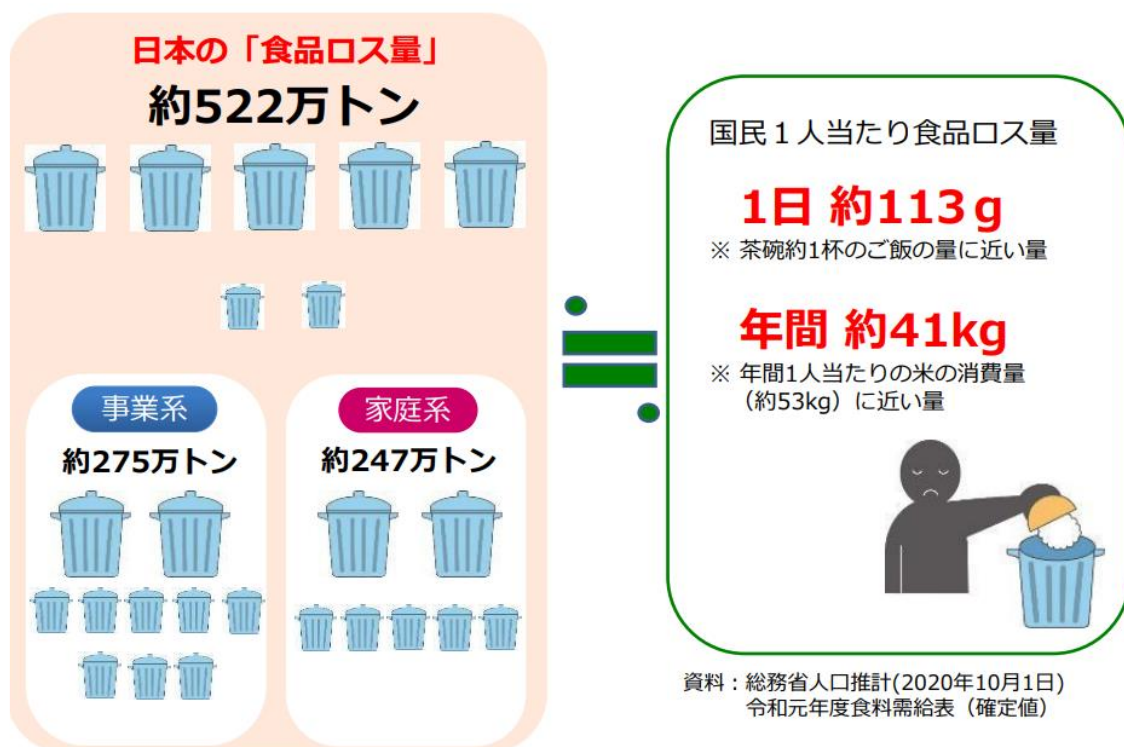
近年、国際的に食品ロス^{※9}の削減に関する機運が高まっています。

わが国においても、食品ロス削減の取り組みを「国民運動」として推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

令和2年度の食品ロス量の推計値は約522万トンで、国民一人あたり、1日茶碗1杯分のご飯を捨てていることになります。

食品ロスは、食料生産時のエネルギーを無駄に消費していることや、運搬・廃棄などで余分な二酸化炭素を排出することなどから、食料問題だけでなく、環境にも悪影響を及ぼす問題となっています。

日本の食品ロスの状況（令和2年度推計値）



資料：農林水産省ホームページ

※9 本来食べられる食品を捨ててしまうこと。

(2) アンケート調査にみる町民ニーズ

本町では、本計画に町民ニーズを十分に反映させるため、20歳以上の一般町民や事業者、高校生、小・中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

その結果の中から、一般町民のアンケート調査の主な結果（前回のアンケート調査、事業者、高校生、小・中学生との比較含む）を抜粋すると、次のとおりです。

アンケート調査の概要

項目	一般町民	事業者	高校生	小・中学生
調査対象	20歳以上の町民	町内の事業者	町内に住む高校2年生（全員）	町内の小学6年生と中学2年生（全員）
配布数	2,000	500	102	171
調査方法	郵送配布・返信用封筒による回収	郵送配布・返信用封筒による回収	郵送配布・返信用封筒による回収	学校で配布・返信用封筒による回収
調査時期	令和4年1月	令和4年1月	令和4年1月	令和4年1月
有効回収数	730	234	28	117
有効回収率	36.5%	46.8%	27.5%	68.4%

① 関心のある環境問題

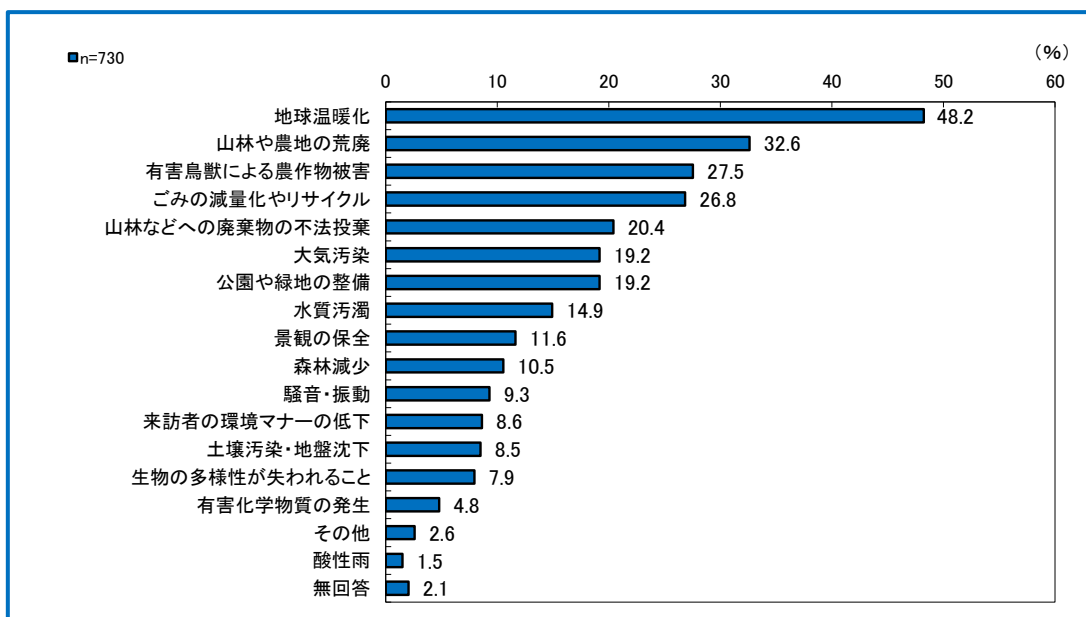
- 第1位 地球温暖化
- 第2位 山林や農地の荒廃
- 第3位 有害鳥獣による農作物被害
- 第4位 ごみの減量化やリサイクル

関心のある環境問題については、上記のとおりで、“地球温暖化”をはじめ、“山や田畑が荒れること”や“イノシシなどの野生動物による農作物への被害”、“ごみ処理”に関心のある人が多くなっています。

前回のアンケート結果と比較すると、前回第1位の「大気汚染」は今回第6位に順位を下げ、前回第2位の「地球温暖化」が今回第1位となっているほか、前回第7位の「有害鳥獣による農作物被害」が今回第3位に順位を上げており、この10年間で、“地球温暖化”や“イノシシなどの野生動物による農作物への被害”に関心のある人が増えていることがうかがえます。

事業者や高校生、小・中学生と比較すると、すべてにおいて「地球温暖化」が第1位で、一般町民だけでなく、事業者や小・中・高校生においても、“地球温暖化”への関心が最も高くなっています。

関心のある環境問題（複数回答）



② 町の環境に関する満足度

【満足度が高い項目】

- 第1位 空気のきれいさ
- 第2位 森や川などの自然の豊かさ
- 第3位 自然の風景の美しさ

【満足度が低い項目】

- 第1位 子どもたちが遊ぶ場の多さ
- 第2位 地球温暖化防止に向けた取り組み
- 第3位 環境に関して勉強する機会

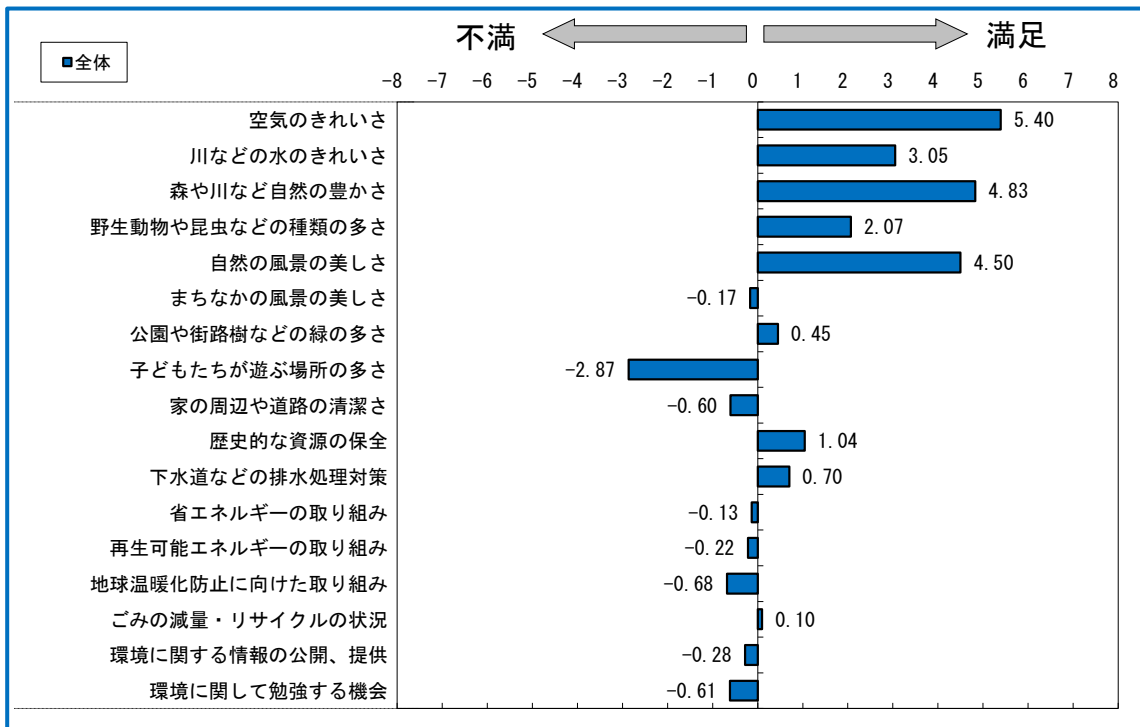
町の環境に関する満足度を探るため、17項目を設定し、項目ごとに、「満足」、「やや満足」、「ふつう」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりで、空気や水、風景などを含む“自然環境全般”に対する満足度が高く、“子どもの遊び場”や“地球温暖化対策”“環境学習の機会”に対する満足度が低くなっています。

事業者や高校生、小・中学生と比較すると、すべてにおいて“自然環境全般”に対する満足度が高く、“子どもの遊び場”に対する満足度が低く、一般町民とほぼ同様の傾向を示しています。

町の環境に対する現状の満足度

(単位：評価点)



③ 町の環境に関する重要度

【重要度が高い項目】

- 第1位 川などの水のきれいさ
- 第2位 森や川など自然の豊かさ
- 第3位 空気のきれいさ
- 第4位 自然の風景の美しさ
- 第5位 ごみの減量・リサイクルの状況
- 第6位 家の周辺や道路の清潔さ
- 第7位 地球温暖化防止に向けた取り組み
- 第8位 子どもたちが遊ぶ場所の多さ
- 第9位 下水道などの排水処理対策
- 第10位 まちなかの風景の美しさ

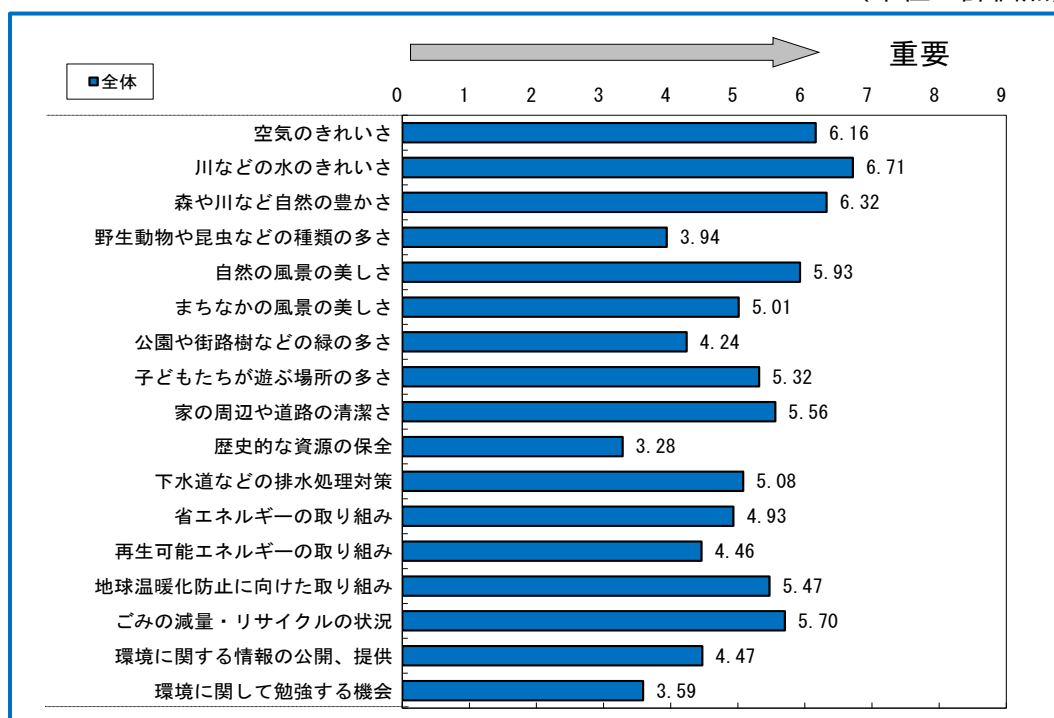
町の環境に関する重要度を探るため、満足度と同様に5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりで、これら10項目をみると、“自然環境全般”をはじめ、“ごみ処理”や“周辺環境・道路環境”、“地球温暖化対策”、“子どもの遊び場”、“排水処理”、“まちなかの風景”が重視されていることがうかがえます。

事業者や高校生、小・中学生と比較すると、高校生の第1位は「ごみの減量・リサイクルの状況」で、高校生では“ごみ処理”を重視する人が多くなっています。

町の環境に対する今後の重要度

(単位：評価点)



④ 町民と町が協力できる、協力する必要があること

第1位 住まい周辺の道路の清掃

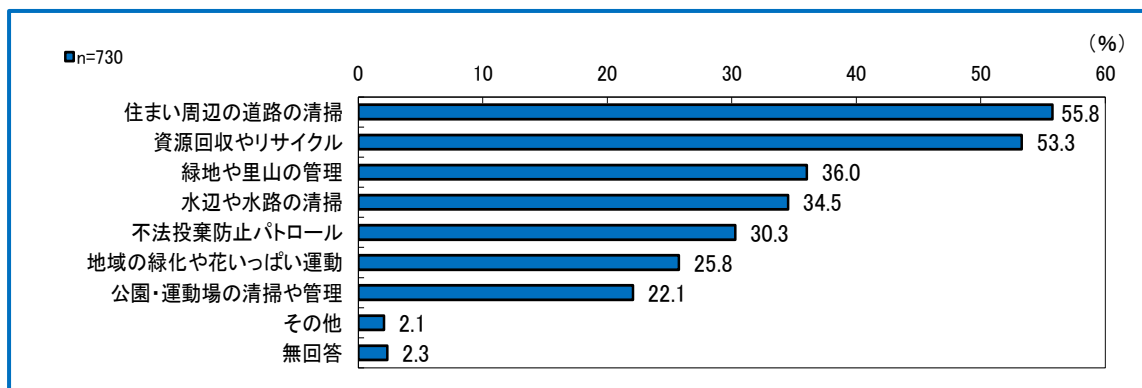
第2位 資源回収やリサイクル

町民と町が協力できる、協力する必要があることについては、上記のとおりで、“周辺道路の環境美化”と“リサイクル”で協力していくべきと考える人が多くなっています。

前回のアンケート結果と比較すると、第1・2位は同様に、大きな変化はみられません。

事業者や高校生、小・中学生と比較すると、一般町民で第7位の「公園・運動場の清掃や管理」が高校生では第1位、小・中学生では第2位となっており、小・中・高校生では、“公園や運動場の清掃等”を町民と町が協力して行うべきと考える人が多くなっています。

町民と町が協力できる、協力する必要があること（複数回答）



⑤ 町の自然環境を守り育てていくために必要な取り組み

第1位 散策路などの整備

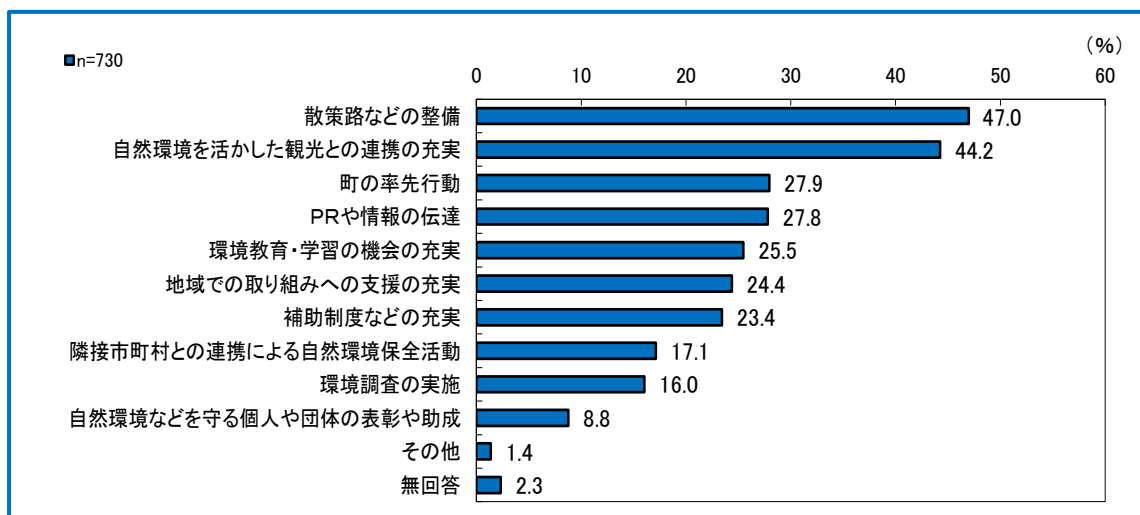
第2位 自然環境を活かした観光との連携

町の自然環境を守り育てていくために必要な取り組みについては、上記のとおりで、“自然環境・景観とふれあえる散策路の整備”と“自然を活かした観光の振興”が必要であるという人が多くなっています。

前回のアンケート結果と比較すると、前回第5位の「散策路などの整備」が今回第1位となっており、“自然環境・景観とふれあえる散策路の整備”が必要であると考えている人が増えていることがうかがえます。

事業者や高校生、小・中学生と比較すると、「散策路などの整備」が事業者で第2位、高校生と小・中学生で第1位となっており、一般町民だけでなく、事業者や小・中・高校生においても、“自然環境・景観とふれあえる散策路の整備”が望まれていることがうかがえます。

町の自然環境を守り育てていくために必要な取り組み（複数回答）



⑥ 「蔵王ジオパーク構想」と「SDGs」の理解度

【蔵王ジオパーク構想】

名前も知っているし取り組みも理解している	17.4%
名前くらいは聞いたことがある	52.6%
知らない	28.8%

【SDGs】

名前も知っているし取り組みも理解している	33.6%
名前くらいは聞いたことがある	40.7%
知らない	23.8%

「蔵王ジオパーク構想」と「SDGs」の理解度は、上記のとおりで、「名前も知っているし取り組みも理解している」という人は、「蔵王ジオパーク構想」が17.4%、「SDGs」が33.6%で、「蔵王ジオパーク構想」の方が理解度が低くなっています。

事業者や高校生、小・中学生と比較すると、次のとおりで、「名前も知っているし取り組みも理解している」という率は、「蔵王ジオパーク構想」については小・中学生、事業者、高校生、一般町民の順、「SDGs」については高校生、小・中学生、一般町民、事業者の順で、一般町民の低さが目立つ結果となっています。

「蔵王ジオパーク構想」と「SDGs」の理解度

(単位：%)

	「名前も知っているし取り組みも理解している」の率	
	「蔵王ジオパーク構想」	「SDGs」
一般町民	17.4	33.6
事業者	26.5	32.9
高校生	17.9	53.6
小・中学生	29.9	47.0

5 蔵王町の環境面からみた主要課題

これまでみてきた本町の特性、環境をめぐる動き、町民ニーズを踏まえ、蔵王町の環境面からみた主要な課題をまとめると、次のとおりです。

1

豊かな自然との共生、「蔵王ジオパーク構想」の推進

都市化が進み、全国的に自然の減少や自然環境の悪化、生物多様性の損失などが指摘されています。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、自然環境の保全を重視する傾向が強く、「水のきれいさ」や「自然の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「自然の風景の美しさ」といった自然環境に関する項目が、今後の重要度が高い項目の第1位から第4位までを占めています。

このため、蔵王連峰に代表される美しく豊かな自然の保全と共生に向けた取り組みを進めていくとともに、自然をはじめとする地域の宝を守りながら活かしていくため、「蔵王ジオパーク構想」を積極的に推進していく必要があります。

2

町一体となった地球温暖化対策の推進

地球温暖化がさらに深刻化し、気温の上昇や気候の変動を引き起こし、人々の生活をはじめとする様々な分野に大きな影響を及ぼし、世界的な脅威となっています。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、地球温暖化への関心が特に高まっており、一般町民や事業者、小・中・高校生のすべての層で、「地球温暖化」が、関心のある環境問題の第1位となっています。

このため、人類が生きていく上での最も基本的かつ重要な取り組みとして、町一体となって温室効果ガスの排出量の削減などの地球温暖化対策を積極的に進めていく必要があります。

3

ごみの適正処理と減量化・資源化の推進

全国的に資源循環を促進する取り組みの重要性が高まり、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、ごみ処理への関心や、これを重視する傾向が強く、「ごみ処理」が、関心のある環境問題の第4位となっているほか、「ごみの減量・リサイクルの状況」が、自然環境に関する項目に続いて今後の重要度が高い項目の第5位となっています（高校生では第1位）。また、「資源回収やリサイクル」が、町民と町が協力して行うべきことの第2位となっています。

このため、ごみの適正処理体制の充実はもとより、ごみをできるだけ出さない循環型のまちを目指し、3Rの促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

4

環境に関する広報・啓発活動、学習活動等の推進

これまでみてきた地球温暖化対策や自然との共生、「蔵王ジオパーク構想」の推進、ごみの適正処理と減量化・資源化などにより、本町の良好な環境を守り、そして、さらによくしていくためには、行政だけではなく、町民や事業者の積極的な参画と協働が必要不可欠です。

しかし、アンケート結果にみられるように、環境学習に関する満足度が低く、「環境に関して勉強する機会」が、現在の満足度が低い項目の第3位となっています。また、「蔵王ジオパーク構想」を知っており取り組みも理解している人が2割弱、「SDGs」を知っており取り組みも理解している人が3割強で、こうした動きに対する理解度は高いとはいえない状況にあります。

このため、より多くの町民や事業者が環境に対する意識や知識を高め、本町の環境を守り、よくし、活かす取り組みを協働して行うことができるよう、広報・啓発活動や情報提供の充実、環境学習の機会の拡充などを進めていく必要があります。

第3章 望ましい環境像

望ましい環境像は、本町の特性、環境をめぐる動き、町民ニーズ、そして蔵王町の環境面からみた主要課題を総合的に勘案し、本町が10年後に目指すまちの姿を内外に示すものです。

本町は、これからの10年間、町一体となった地球温暖化対策をはじめ、自然との共生や「蔵王ジオパーク構想」の推進、ごみの適正処理と減量化・資源化をはじめ、本町の良好な環境を守り、よくし、活かしていく取り組みを、町民・事業者とともに積極的に進めます。

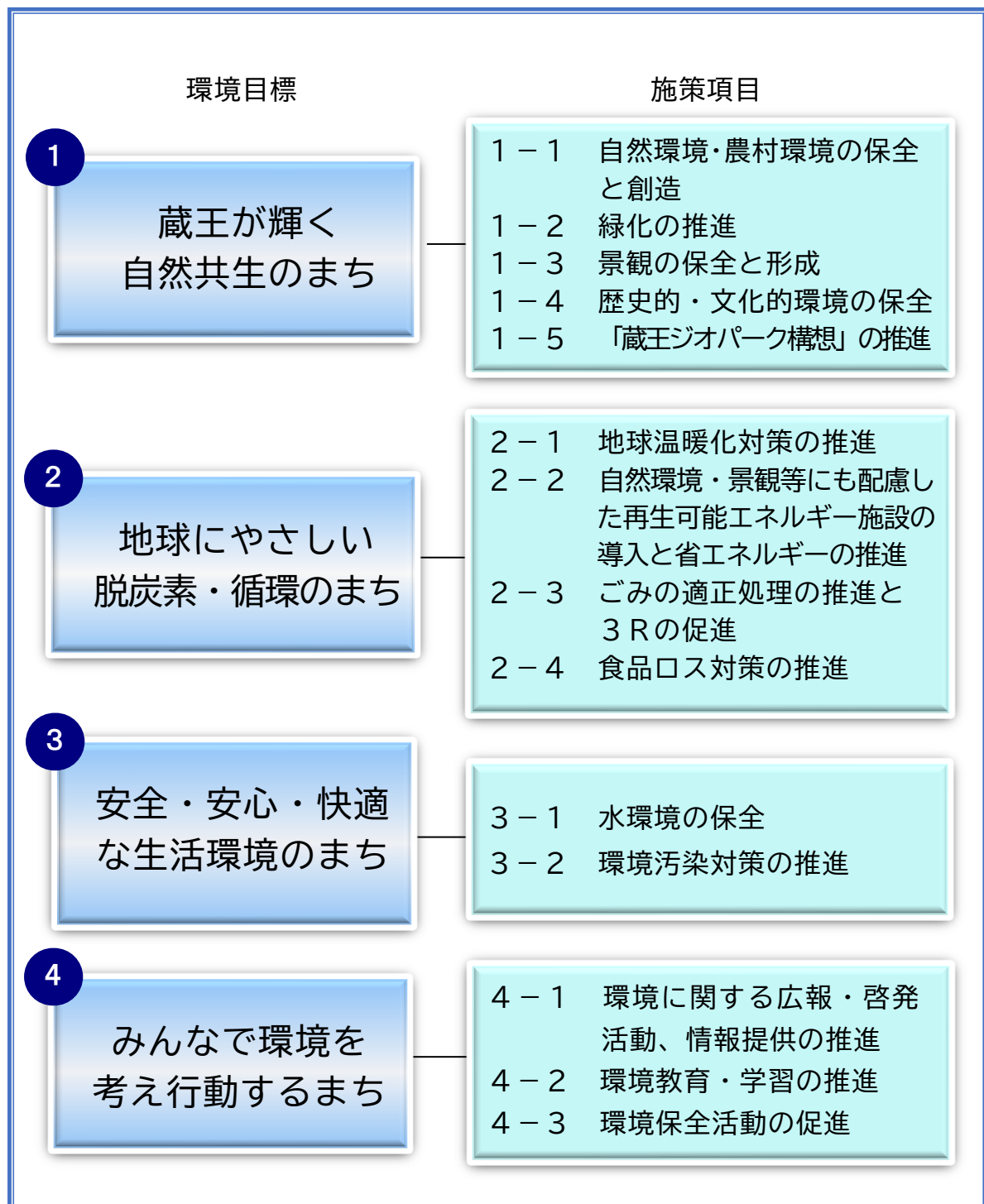
そして、これらによって、蔵王に象徴される美しく豊かな自然と人が、ともにつながり合い、活かし合い、輝き合う、地球にやさしいまちを、みんなが自分のこととして考え、行動し、創っていくという想いを込め、望ましい環境像を次のとおり定めます。

みんなが創る
地球にやさしい ざおうまち



第4章 計画の体系

望ましい環境像の実現に向け、計画の体系（環境目標と施策項目）を次のとおり定めます。



第5章 環境施策

環境目標 1 蔵王が輝く自然共生のまち



1-1 自然環境・農村環境の保全と創造

現状と課題

人々の生活は、あらゆる面で自然からの恵みに支えられています。また、農業・農村は、農産物の生産だけではなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を持ち、様々な面で環境保全に貢献しています。

持続可能な社会をつくる上で、自然を保全・再生するとともに、農業を適切な形で継続し、これらとともに生き、後世に伝えていくことが求められています。

本町は、蔵王連峰一帯に代表される美しく豊かな自然が息づく町であるとともに、水稻をはじめ、果樹や野菜の生産、畜産が盛んに行われる農業の町です。

本町ではこれまで、森林の保全・活用や適正管理の促進、農村環境の保全や環境にやさしい農業の促進、生物多様性の保全に向けた取り組みなどを進めてきました。

今後とも、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、自然や農業とともに生き、それらの恵みを活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

1-1-1 自然環境保護活動の促進	環境政策課
自然環境保護活動の促進に向け、「蔵王町環境保護事業補助金交付事業」により、自然環境の保護に取り組む団体への支援を行います。	

1-1-2 森林の保全と適正管理の促進、総合的利用	農林観光課 環境政策課
森林の保全に向け、ナラ枯れなどの病害虫対策の推進、森林環境譲与税等の活用による森林の適正管理・整備の促進を図るほか、森林を植林活動や都市住民との交流活動の場として利用していきます。	
1-1-3 農村環境の保全と創造	農林観光課 環境政策課
農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮等に向け、農地や農道、水路等を保全する地域の共同活動を支援するとともに、耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携した調査や指導等を行います。	
1-1-4 環境保全型農業の促進	農林観光課
農薬や化学肥料の低減、家畜排せつ物の適正処理・リサイクル、家畜伝染病の予防、エコフィード ^{※10} の活用など、環境保全型農業を促進します。	
1-1-5 生物多様性の保全	環境政策課
生物多様性に関する情報提供や学習活動の推進、希少動植物や魚類が生息・生育できる環境（森林、里山、河川など）の保全・創出に努めるほか、外来生物の防除に関する取り組みを進めます。	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
蔵王町環境保護事業補助金交付件数【累計】	件	2	30
森林の植樹箇所数【累計】	箇所	2	3
森林の植樹活動回数	回	—	1
生物多様性についての自然観察会開催回数	回	—	1
耕作放棄地の再生利用の実施面積	a	120	60

※10 食品残さ等を利用して製造された飼料。

1-2 緑化の推進

現状と課題

生活に身近な緑地空間や公園は、自然とふれあえる快適な住環境の形成をはじめ、人々のいこい・やすらぎの場の確保、防災性の向上、景観形成など、住民生活に重要な役割を果たしています。

本町では、「蔵王町緑化推進委員会」による緑の募金活動や「蔵王町みどりの道づくり事業」などを通じ、町民の緑化意識の高揚と緑化活動の促進に努めています。

今後とも、緑あふれる快適な環境づくりに向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

また、本町では、町内にある名木や古木などの貴重な樹木を指定して守っていく「蔵王町名木古木保存事業」を実施しており、現在、サクラ、ケヤキ、サイカチなどの16件の保存樹木を指定しています。

これらの名木や古木は、各地区のシンボル、宝ともいえるものであり、今後とも、指定・保存に努める必要があります。

一方、本町には、都市公園が3箇所、公園が14箇所、合計17箇所の公園が整備されており、多くの町民に利用されています。

本町では、これらの公園の適正管理に努めていますが、今後とも、緑豊かな住環境の形成や町民のいこい・やすらぎの場の確保に向け、既存の公園施設・設備の点検・改修、町民等との協働による維持管理体制の充実、環境に配慮した新たな公園等の整備検討などを進めていく必要があります。

町民の緑化活動



主要施策

1-2-1 緑化意識の高揚と緑化活動の促進	農林観光課
<p>「蔵王町緑化推進委員会」を中心とした緑化に関する各種事業の展開、住宅地における緑化事業への支援等を通じ、町民や事業者の緑化意識の高揚と自主的な緑化活動を促進します。</p>	
1-2-2 名木・古木の保存	生涯学習課
<p>「蔵王町名木古木保存事業」を継続して実施し、保存樹木の指定と、保存に関する支援を行います。</p>	
1-2-3 既存公園の整備充実と管理体制の充実	建設課 スポーツ振興課
<p>既存の公園やスポーツ施設について、安全性の確保に向けた施設・設備の点検・改修を計画的に進めるほか、地域住民や町民団体、事業者等による維持管理活動を促進します。</p>	
1-2-4 新たな公園等の整備検討	建設課
<p>町内外の多くの人々が利用する魅力ある公園づくりに向け、「蔵王ジオパーク構想」等と連動し、環境に配慮した公園の整備や、自然とふれあえる緑道・散策道の整備について検討していきます。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
蔵王町緑化推進委員会を中心とした緑化に関する各事業の実施回数【累計】	回	2	12
蔵王町の公園箇所数・面積	箇所数 (㎡)	17 360,794	20 400,000

1-3 景観の保全と形成

現状と課題

景観は、その地域の自然環境や立地条件を活かしながら、そこで生活してきた人々が長い歴史の中で作り上げてきた住民共通の財産です。

良好な景観は、その地域の文化の一部として、住み心地のよさにつながるとともに、住民にとっての誇りと愛着の対象となり、さらに、そこに訪れる人々をひきつけることにもなります。

本町ではこれまで、蔵王連峰一帯に代表される、四季折々に変化する美しく豊かな自然景観をはじめ、歴史的景観や町並み景観を大切に守り育ててきました。

令和3年度には、「蔵王町景観条例」を制定し、町民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の保全と創造に関する必要な事項を定めました。

また、同年度に、仙南地域（2市7町）において、景観の保全・形成が必要な区域を景観計画区域として定め、「仙南地域広域景観計画」を策定しました。

今後は、この条例や計画に基づき、町の景観づくりの指針となる景観計画の策定を図り、町民や事業者と一体となって、「蔵王ジオパーク構想」とも連動しながら、本町ならではの美しい景観の保全と形成に向けた具体的な取り組みを進めていくことが必要です。

また、空き家の増加が進む中、適正に管理されず、周辺環境・景観に悪影響を及ぼす空き家も生じてきており、このことへの適切な対応も必要となっています。

円田水田（「みやぎ蔵王三十六景」の一つ）



主要施策

1-3-1 景観に関する計画の策定と推進	建設課 環境政策課
<p>本町ならではの美しい景観づくりを進めるため、「蔵王町景観計画」の策定を図るとともに、これに基づき、町民や事業者と一体となって、建築物や工作物の適正な誘導をはじめ、景観の保全と形成に関する具体的な取り組みを推進します。</p>	
1-3-2 空き家対策の推進	まちづくり推進課
<p>良好な住環境・景観の保全と形成に向け、「蔵王町空家等対策計画」に基づき、周辺環境・景観に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等の適正管理を促進します。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
「蔵王町景観計画」の策定	—	未策定	策定

1-4 歴史的・文化的環境の保全

現状と課題

地域の歴史や文化は、長い歴史の中で生まれ、伝えられてきた貴重な財産であり、歴史的・文化的環境を大切に守り、活かしていくことは、現代に生きる私たちの責務といえます。

現在、本町には、国指定重要文化財（建造物）であり、江戸時代の豪農の暮らしぶりを今に伝える「我妻家住宅」をはじめ、国指定文化財が4件、県指定文化財が3件、町指定文化財が22件、合計29件の指定文化財があります。

本町では、これらの指定文化財の周知・啓発や保存に積極的に取り組んでいるほか、未指定文化財の調査や保存、文化財を中心とした周辺環境の保全・整備などを行っています。近年では、「我妻家住宅」の保存修理などを行っています。

こうした歴史的・文化的環境は、町民の郷土への愛着と誇りを高めるとともに、本町の歴史や風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも、文化財などの適切な保存と、これらを活かした環境づくりを進めていく必要があります。

「我妻家住宅」



「刈田嶺神社本殿」



主要施策

1-4-1 文化財の保存・活用	生涯学習課
指定文化財の周知・啓発、適正な保存・活用を図るとともに、その他の文化財や埋蔵文化財などについても発掘・調査を推進し、保存・活用に努めます。	
1-4-2 歴史的・文化的環境の総合的・一体的な保全	生涯学習課
市町村における文化財を総合的・一体的に保存・活用するための国の制度等を活用し、文化財及びその周辺を含めた歴史的・文化的環境の保全を図ります。	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
文化財保存活用地域計画の策定	—	未策定	策定

1-5 「蔵王ジオパーク構想」の推進

現状と課題

「ジオパーク」とは、「地球・大地（ジオ）」と「公園（パーク）」を組み合わせた言葉で、「地球・大地の公園」を意味し、地質や地形から地球の過去を知り、未来を考えて活動する場所のことです。

現在、日本には、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が46地域あり、そのうち9地域が「ユネスコ世界ジオパーク」にも認定されています。

本町では、蔵王連峰をはじめとする重要な地質遺産や、蔵王が育んだ豊かな自然資源、そして蔵王で暮らしてきた人々の営みである歴史・文化を地域の宝として大切に守りながら、上手に活用していくことで、持続可能な地域として輝き続けることを目指し、「蔵王ジオパーク構想」を推進しています。

具体的には、大地の成り立ちがわかる場所を「ジオサイト」（そのジオパークを特色づける見学場所）と呼び、多くの人々が将来にわたってその価値を実感できるよう保全を行っています。

そして、ジオサイトをはじめ自然サイトや歴史・文化サイト等を教育・観光などに活かし、地域を元気にする活動や、地域の素晴らしさを知ってもらう活動に取り組んでいます。

「蔵王ジオパーク構想」は、以前は環蔵王3市3町（山形市、上山市、白石市、蔵王町、川崎町、七ヶ宿町）によって進めていましたが、令和2年度より、本町単独で推進し、価値ある地域資源を保全するため早期の「日本ジオパーク」申請を目指しています。

御釜と馬の背カルデラ



樹氷原



「蔵王ジオパーク構想」の主なエリア

奥羽山脈の一部である蔵王連峰の裾野に広がる「蔵王ジオパーク構想」地域は、面積 153 km²、東西に 23 km、南北に 13 kmあり、標高は海拔 20m の平地から 1,800 m を超える山岳地帯までを含んでおり、多様な地質景観を有しています。

蔵王火山エリア

蔵王火山は、日本列島の基盤でもある花崗岩の上で、約 100 万年前から活動を始めました。

蔵王火山には、この約 100 万年の間に起こった様々な大地の営みの痕跡が数多く残されています。



遠刈田温泉エリア

蔵王連峰の東側の麓に位置する遠刈田温泉の地下には、およそ 2000 万年前以降に活動した海底火山の噴出物が眠っています。

遠刈田温泉では、その当時の海水成分を含んだ温泉がこんこんと湧き出でています。



円田盆地エリア

円田盆地は、かつて白石市北部から青麻山をすっぽりと囲い、円田盆地に至るほどの巨大なカルデラ、「白石カルデラ」の中にありました。

現在、田園地帯が広がるこの地域には、かつて大きな湖が存在していました。



青麻山エリア

青麻火山は、およそ10万年という、火山としては比較的短期間に形成された特徴的な成層火山です。

西側に位置する蔵王連峰とも、深い歴史的関わりを持つ火山です。



松川エリア

蔵王連峰が育んだ水の流れがつくった松川。その流域では、水と関わり続けてきた人々の暮らしや先人達の知恵が息づいています。



主要施策

1-5-1 「蔵王ジオパーク構想」の推進と「日本ジオパーク」の認定	環境政策課
<p>本町の地質遺産や自然遺産、歴史・文化遺産を守りながら地域振興に活かしていくため、町内外への情報発信の強化、町民・事業者の積極的な参画促進に努めながら、「蔵王ジオパーク構想」を推進し、早期の「日本ジオパーク」の認定を目指します。</p>	
1-5-2 「蔵王ジオパーク」の持続的発展	環境政策課
<p>「日本ジオパーク」の認定を始まりとしてとらえ、「蔵王ジオパーク」の持続的発展に向けた観光、教育、防災、保全の各分野における活動の継続とネットワークの拡充を図るとともに、環蔵王自治体による一体的な取り組みになるよう働きかけていきます。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
「蔵王ジオパーク構想」の推進と「日本ジオパーク」の認定	—	未認定	認定
「蔵王ジオパーク構想」推進市町	市町	1町	3市3町
ジオガイド ^{※11} 数【累計】	人	—	50

※11 ジオパークを訪れた人に、地質・地形や地域の自然環境・生態系・歴史・文化などについて解説する人。

環境目標 2 地球にやさしい脱炭素・循環のまち



2-1 地球温暖化対策の推進

現状と課題

地球温暖化が深刻化し、気温の上昇だけではなく、気候変動^{※12}により、大規模な自然災害の発生、生態系の変化、農業への影響、感染症・熱中症の増加など、重大な問題を引き起こしています。

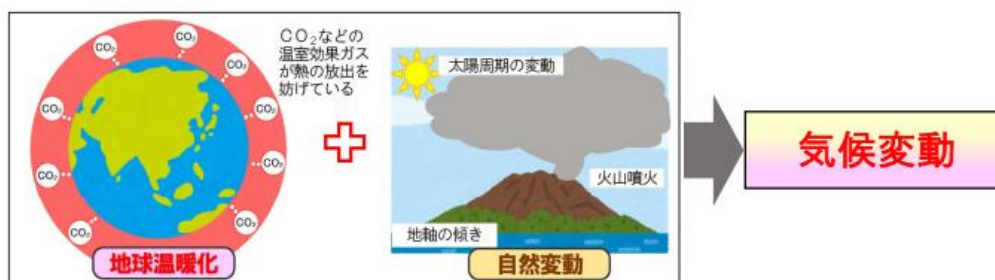
このような中、わが国では、世界的な「グリーントランスフォーメーション」の動きを踏まえ、令和32年までにカーボンニュートラルを実現する目標を掲げています。

本町では、平成22年度に策定した「第1次蔵王町地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設における温室効果ガスの排出削減に努めてきたほか、町民や事業者への啓発等を進めてきました。

しかし、カーボンニュートラル・脱炭素社会を実現するためには、これまで以上の取り組みが求められます。

このため、近年の世界・国の動向や町の現状を踏まえた新たな計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

気候変動とは



※12 気候が変化することを「気候変動」といい、人為的な影響である地球温暖化と、太陽周期の変動をはじめとする自然変動が重なった現象であるとされている。

主要施策

2-1-1 行政による地球温暖化対策の率先実行	総務課
<p>カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、社会情勢に合わせた新たな「蔵王町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設における電気や水、燃料、紙の使用節減、室温の適正管理、低公害車の導入、グリーン購入^{※13}の推進をはじめ、町が率先して温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。</p>	
2-1-2 町民・事業者の地球温暖化対策の促進	環境政策課
<p>広報・啓発活動や情報提供の推進等により必要な知識の普及を図りながら、家庭や事業所における地球温暖化対策の促進に努めます。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
町保有のCO ₂ 排出量ゼロの自動車の台数・率【累計】	台率	2 2.4	4 4.9
太陽光発電システムを導入した町有施設数【累計】	施設	4	6
LED照明を導入した町有施設数・率【累計】	施設 %	20 60.6	30 90.1
広報ざおうお知らせ版（家庭でできる地球温暖化対策編）の発行回数	回	—	2
町民・事業者向け出前講座（地球温暖化対策編）の開催回数	回	—	5

※13 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2-2 自然環境・景観にも配慮した再生可能エネルギー施設の導入と省エネルギーの推進

現状と課題

環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めるためには、安定的かつクリーンなエネルギーの導入やエネルギーの節減が求められます。

本町では、再生可能エネルギーの導入に関する取り組みとして、役場庁舎をはじめとする4箇所の公共施設に太陽光発電システムを設置しているほか、町民に対しても、町の単独事業として、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金の交付を行っています。

また、公共施設におけるエネルギーの使用節減に努めるとともに、小・中学校や幼稚園の照明器具をLEDタイプに交換するなど、省エネルギーを推進してきました。

今後、地球温暖化の防止はもとより、環境負荷の低減のためには、こうしたエネルギー対策がますます重要性を増すことが予想されることから、「創エネ・省エネ・蓄エネ^{※14}」の視点に立ち、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に向けた取り組みを、これまで以上に積極的に進めていくことが必要です。

なお、民間事業者によるメガソーラー等の設置については、自然環境・景観を阻害するといった問題も見受けられることから、一定の基準による適切な対応が求められます。

住宅用太陽光発電システム



※14 「省エネルギー」だけではなく、エネルギーをつくる「創エネルギー」やエネルギーをためる「蓄エネルギー」も重要であるという考え方。

主要施策

2-2-1 再生可能エネルギー設備の導入	環境政策課
<p>安定的かつクリーンなエネルギーの導入に向け、新たに整備する公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を行うほか、住宅用太陽光発電システム等の設置に関する支援の継続実施、町民ニーズ等に即した新たな支援制度（蓄電池、太陽熱利用システム、電気自動車、薪またはペレットを燃料とするストーブ等の導入に対する支援）の創設を段階的に行います。</p>	
2-2-2 省エネルギーの推進	環境政策課
<p>公共施設におけるエネルギーの使用節減をさらに進めるほか、広報・啓発活動や情報提供の推進等により必要な知識の普及を図りながら、家庭や事業所における省エネルギーの促進に努めます。</p>	
2-2-3 メガソーラー等への対応	環境政策課
<p>民間事業者によるメガソーラー^{※15}や風力発電施設等の設置について、自然環境・景観を阻害することのないよう、環境と再生可能エネルギー施設の調和を図るための条例を制定し、一定の基準により調査・指導等を行います。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
家庭用太陽光発電システム等設置補助金交付件数【累計】	件	210	310
広報ざおうお知らせ版（家庭でできる省エネルギー編）の発行回数	回	—	2
町民・事業者向け出前講座（地球温暖化対策編）の開催回数	回	—	5

※15 発電規模が1,000kW以上の出力を持つ太陽光発電システム。

2-3 ごみの適正処理の推進と3Rの促進

現状と課題

廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。近年では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まってきています。

本町のごみ処理は、仙南地域の2市7町で構成する「仙南地域広域行政事務組合」で広域的に行っています。

可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）は、「仙南クリーンセンター」で焼却し、不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）は、本町の平沢地区にある「仙南リサイクルセンター」で破碎・選別し、資源ごみも同センターで選別・成型しています。紙系資源は各市町が収集し、組合施設を通さず業者に資源化を依頼しています。

本町ではこれまで、広域的なごみ処理体制の維持・充実に努めてきたほか、広報・啓発活動の推進や資源回収に関する支援等を通じ、ごみの減量化・資源化を促進してきました。その結果、町内におけるごみの排出量及びリサイクル率は宮城県内でも上位の取り組みとなっています。しかし、近年頻発する大規模災害の影響による災害ごみや、コロナ禍による家庭ごみの増加で、全体的な排出量は依然として多く、質的にもますます多様化してきており、一層の取り組みが求められる状況にあります。

このため、広域的な連携のもと、ごみ処理・リサイクル体制の維持・充実を進めるとともに、町民の理解を一層深めながら、3Rによるごみの減量化・資源化を進め、ごみをできるだけ出さない循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、これまで全国的に設置が推奨されてきた再生可能エネルギー設備の耐用年数の満了時期が近づいています。現在それらを処理する事業者が少ないため、将来的に使用が終了して資源化しきれずに放置されてしまうケースも予想されます。本町としても、環境負荷を低減させるはずの再生可能エネルギー設備が、不法投棄などにより逆に環境負荷を高める要因とならないよう、注視していく必要があります。



主要施策

2-3-1 ごみ処理体制の維持・充実	環境政策課
<p>広域的連携のもと、ごみ処理・リサイクル関連施設の適正な管理・運営をはじめ、「仙南地域広域行政事務組合」によるごみ処理体制の維持・充実に努めます。</p>	
2-3-2 ごみ分別の徹底の促進	環境政策課
<p>ごみの適正な処理・リサイクルが行われるよう、広報・啓発活動を強化し、町民のごみ分別の一層の徹底を促進します。</p>	
2-3-3 ごみの減量化・資源化の推進	環境政策課
<p>ごみをできるだけ出さない生活様式・事業活動への転換に向け、広報・啓発活動の強化をはじめ、資源回収や生ごみ処理容器の購入に関する支援等を通じ、町民・事業者の自主的な3Rを促進します。</p>	
2-3-4 再生可能エネルギー設備の適正処理の推進	環境政策課
<p>耐用年数を過ぎた再生可能エネルギー設備が適正に処理されるよう、事業者等と連携し、処理体制の充実に努めます。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
一人一日当たりごみ排出量	g	896.4	850.0
ごみ処理量	t	3,603	3,600
リサイクル率	%	27.6	30.0
古紙類資源の地区回収助成金交付地区数	地区	23	23
古紙類資源の地区回収量	t	136	100
生ごみ処理容器助成金交付台数	台	1	5
小型家電回収イベントの実施回数	回	1	2
広報ざおうお知らせ版（リサイクルの促進編）の発行回数	回	3	5

2-4 食品ロス対策の推進

現状と課題

本来食べられる食品を捨ててしまう食品ロスへの対応は、持続可能な開発目標（SDGs）においても位置づけられるなど、世界的に重要な課題となっています。

わが国においても、食品ロス削減の取り組みを「国民運動」として推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

宮城県においても、これらを踏まえ、令和4年3月に、「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に取り組んでいます。

食品ロスの内訳（令和2年度推計値・全国）をみると、およそ半分は家庭系の食品ロスで、家庭での食べ残しなどが非常に多いことがうかがえます。

食品ロスは、エネルギーの無駄な消費や余分な二酸化炭素の排出などにより、食料問題だけでなく、環境にも悪影響を及ぼしていることから、本町においても、広報・啓発活動や教育の推進をはじめ、食品ロスをできるだけ減らす取り組みを進めていく必要があります。

県のみやぎの食べきりモデル店舗認定事業
（認定店舗に配布しているコースター）



主要施策

2-4-1 食品ロスに関する広報・啓発活動、教育・学習等の推進	環境政策課 教育総務課
<p>広報紙をはじめとする様々な情報媒体、学校教育等を通じ、食品ロスの削減に向けた広報・啓発活動や情報提供、教育・学習を推進します。</p>	
2-4-2 飲食店・宿泊施設の食品ロス対策への支援	環境政策課 農林観光課
<p>県と連携し、食べ残しによる食品ロスの削減に取り組む町内の飲食店や宿泊施設を「みやぎの食べきりモデル店舗」として認定し、コースターやポスターの配布などの支援を行います。</p>	
2-4-3 未利用食品等の利活用の仕組みづくりの検討	環境政策課
<p>食品ロスの削減と、必要な人への未利用食品・規格外農産物の提供を図るため、町民団体や事業者等と連携し、食品の利活用についての新たな仕組みづくりを検討していきます。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
広報ざおうお知らせ版（食品ロス対策編）の発行	回	-	2
町民・事業者向け出前講座（地球温暖化対策編）の開催回数	回	-	5
食品ロスモデル店の認定件数【累計】	件	1	20

環境目標3 安全・安心・快適な生活環境のまち



3-1 水環境の保全

現状と課題

安全で良質な水道水の供給、河川等の水質保全、快適な生活環境づくりのため、水環境の保全に関する取り組みが求められています。

本町の水道水は、上水道事業と簡易水道事業によって供給されており、水源は、仙南仙塩広域水道供給事業からの受水と、河川水、井戸水、湧水等となっています。

本町では、これら水源の原水や浄水等の水質検査を毎年度実施していますが、今後とも、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給できるよう、水源地の適正管理や水道水の水質検査を継続して実施する必要があります。

また、本町では、これら水道水の水質検査のほかに、町内の河川9箇所と、ゴルフ場1箇所、事業所1箇所の水質調査を年2回実施しています。

今後とも、町民が健康で安全・安心に暮らせるよう、これら河川水等の水質検査を継続して実施する必要があります。

一方、下水道等については、本町では、公共下水道事業と合併処理浄化槽設置整備事業によって生活排水処理を行っています。

これら下水道等は、河川の水質汚濁の防止や美しく快適な生活環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っていることから、公共下水道事業の計画的推進、合併処理浄化槽の普及促進に努める必要があります。

松川



主要施策

3-1-1 水源の保全と水道水の水質検査の実施	上下水道課
<p>水質基準に適合した安全で良質な水道水の安定的な供給に向け、水源地の監視及び適正管理を行うとともに、水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を継続して実施します。</p>	
3-1-2 河川等の水質検査の実施	環境政策課
<p>すべての町民が健康で安全・安心に暮らせる環境づくりのため、各河川をはじめ、ゴルフ場や事業所における水質検査を継続して実施します。</p>	
3-1-3 公共下水道事業の推進	上下水道課
<p>全体的な区域の見直しを踏まえ、公共下水道施設の整備を計画的に推進するとともに、供用区域における施設の適正管理・長寿命化、未接続世帯の接続促進に努めます。</p>	
3-1-4 合併処理浄化槽の普及促進	環境政策課
<p>公共下水道区域以外の区域において、引き続き設置に関する支援を行い、合併処理浄化槽の普及を促進します。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
水洗化率（水洗化人口／下水道処理区域人口）	%	87.46	100.00
河川水水質検査の実施回数	回	2	2
水道水質検査の実施回数	回	12	12
水道水放射能測定回数	回	4	4
生活環境の保全に関する環境基準（BOD）超過割合	%	0	0
生活環境の保全に関する環境基準（大腸菌群数）超過割合	%	40	0
農業用水基準（全窒素）超過割合	%	0	0
水質関係の苦情件数	件	2	0
合併処理浄化槽設置助成件数	件	17	17

3-2 環境汚染対策の推進

現状と課題

人々の環境保全意識がますます高まる中、大気汚染や騒音・振動、悪臭、不法投棄、野焼きなどによる環境汚染のない、安全・安心・快適な生活環境づくりが求められています。

本町の公害苦情発生状況をみると、特に大きな問題は発生していませんが、悪臭や大気汚染、騒音・振動に関する苦情が年に数件みられます。

本町では、こうした苦情が寄せられた場合、速やかに職員が現場に向かって状況を確認し、発生源となった個人や事業者に対して指導・勧告等を行っています。

また、公害を未然に防止するため、広報紙等による啓発活動を行っているほか、事業者5社と本町とで公害防止協定を締結しています。

今後とも、これらの取り組みを継続して実施し、公害の未然防止に努める必要があります。

不法投棄については、不法投棄監視員による巡回パトロールの実施をはじめ、郵便局との不法投棄監視協力協定の締結、不法投棄されやすい場所への不法投棄禁止看板や監視カメラの設置を行い、未然防止と不法投棄物の回収等に努めています。

しかし、人通りの少ない山間部の道路や町境などへの不法投棄が後を絶たず、対策の強化が必要となっています。

野焼きや家庭ごみなどの野外焼却（家庭用焼却炉や庭先での焼却）については、悪臭や煙により、近隣住民とのトラブルにつながるだけでなく、ダイオキシン類を発生させ、人々の健康へ影響を与えるおそれがあるため、一部の例外^{※16}を除いて法律等で禁止されています。このことから、今後とも、広報・啓発活動を通じて町民の理解を深め、野焼き等の防止に努める必要があります。

^{※16} 一部の例外とは、災害の予防、応急対策または復旧、宗教上の行事、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの。

主要施策

3-2-1 大気汚染、騒音・振動、悪臭対策の推進	環境政策課
<p>県と連携し、大気汚染、騒音・振動、悪臭などの状況把握と必要な対策を行うとともに、苦情発生時には、速やかな状況確認と発生源の個人・事業者への指導・勧告等を行います。</p>	
3-2-2 公害防止協定に基づく取り組みの推進	環境政策課
<p>公害防止協定に基づき、県の環境基準に遵守した事業活動が行われているかを確認・監視していくほか、必要に応じて新たな事業者との協定の締結を行います。</p>	
3-2-3 不法投棄対策の強化	環境政策課
<p>後を絶たない不法投棄に対し、不法投棄監視員の活動の充実をはじめ、新たな事業者との不法投棄監視協力協定の締結、不法投棄禁止看板及び監視カメラの増設を行い、対策の強化を図ります。</p>	
3-2-4 野焼き等の禁止	環境政策課
<p>広報紙をはじめとする様々な情報媒体を活用し、野焼き等の禁止に向けた広報・啓発活動を推進します。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
大気・悪臭関係の苦情件数	件	2	0
事業者などとの公害防止協定の締結件数【累計】	件	5	5
騒音・振動関係の苦情件数	件	2	0
悪臭の苦情件数	回	2	0
不法投棄監視員の委嘱人数【累計】	人	5	5
不法投棄監視の巡回パトロール回数	回	120	120
不法投棄監視協力協定締結件数【累計】	件	1	1
不法投棄禁止看板の設置箇所数【累計】	箇所	12	10
野焼き等苦情件数	件	2	0

環境目標4 みんなで環境を考え行動するまち



4-1 環境に関する広報・啓発活動、情報提供の推進

現状と課題

住民や事業者が環境について考え、行動を起こすためには、環境に関する情報を、手軽にかつタイムリーに入手することができる環境づくりが必要です。

本町ではこれまで、環境関連の情報提供として、小学生による「ゴミダイエット標語」、ジオパーク推進室コラム「地域の宝紹介」、文化財の理解を図るための「ふるさと文化財めぐり」をはじめ、各種の情報を広報紙に掲載してきたほか、空間放射線量測定及び放射性物質測定の結果については、広報紙号外やホームページで公表してきました。

しかし、不法投棄や公害などの環境問題、カーボンニュートラルやSDGs、食品ロスなどの近年の環境課題についての情報提供が比較的少ないほか、これらを含めた環境施策全般に関する情報の更新や発信も十分とはいえない状況にあります。

今後は、町民や事業者が手軽にかつタイムリーに環境情報を入手し、行動を起こすきっかけとなるよう、様々な情報媒体を活用した広報・啓発活動や情報提供の一層の充実を進めていく必要があります。

主要施策

4-1-1 環境に関する広報・啓発活動、情報提供の充実

総務課
環境政策課

町民や事業者が環境をよくするための行動を起こすきっかけとなるよう、近年の町の状況や環境課題等を踏まえながら、環境に関する広報・啓発活動や情報提供の方法・内容の充実に努めます。また、「環境展」を開催するなど、町内全体の環境に対する意識の向上につながるような様々な事業展開を検討していきます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
広報紙における環境情報提供件数	件	24	30
町ホームページにおける環境情報提供件数	件	42	50

4-2 環境教育・学習の推進

現状と課題

環境の保全と創造にあたっては、町民一人ひとりが、環境を守り、よくすることへの関心を高め、その必要性・重要性を理解するとともに、具体的な行動に移していくための知識・技術を得ることが必要です。

特に、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期から小学校低学年の子どもたちを対象とした、体験活動を取り入れた環境教育・学習が極めて重要であるといわれています。

本町では、幼稚園において、野菜の栽培活動や園外保育などを通じ、植物や自然、食、地域の環境などへの関心を高める取り組みを行っています。

小学校では、花壇の手入れや除草、ごみ拾いなどの活動や、郷土の自然や産業等に関する副読本を活用した郷土学習、都市部の小学校との交流活動を行っているほか、民間事業者との共催による「森に学ぼうプロジェクト in 宮城ざおう」を通じ、植林活動や森林レクリエーション活動に取り組んでいます。

また、小・中・高校の授業において、家庭・地域・学校が協力し、地域全体で子どもを育てる「協働教育事業」の一環として、地域ボランティアの協力を得ながら、本町ならではの地域環境や産業を体験する活動を行っています。

今後は、これらの取り組みを継続し、効果的に実施していくとともに、子どもだけではなく、大人を対象とした環境教育・学習機会の拡充にも取り組んでいく必要があります。

「協働教育事業（水辺の楽習）」



主要施策

4-2-1 子どもたちへの環境教育・学習の効果的推進	教育総務課 生涯学習課 環境政策課 スポーツ振興課
<p>次代を担う子どもたちへの環境教育・学習の重要性を踏まえ、地域ボランティアの育成・確保等を行いながら、幼児・児童・生徒を対象とした体験・交流活動等を取り入れた環境教育・学習を効果的に推進します。</p>	
4-2-2 生涯学習等における環境教育・学習機会の拡充	生涯学習課
<p>生涯学習の一環として、一般町民を対象とした環境教育・学習の機会の拡充に努めるほか、事業所内での環境教育・学習の促進に努めます。</p>	

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
町民を対象とする環境教育・学習の実施回数	回	-	5
幼稚園における環境教育・学習の実施回数（遠刈田幼稚園のみ）	回	60	20
小・中・高校における環境教育・学習の実施回数	回	228	200
「森に学ぼうプロジェクト in 宮城ざおう」親子自然体験学習会開催回数	回	-	1
「蔵王町体験交流活動推進協議会」による都市部住民との体験型交流事業実施件数	件	4	5

4-3 環境保全活動の促進

現状と課題

本町の良好な環境を守り、さらによくしていく活動を行うためには、行政だけではなく、町民や事業者の積極的な参画・協働が必要不可欠です。

本町では、これまでみてきた環境施策1～3に関する町民・事業者の自主的な環境保全活動（自然環境保護活動、緑化活動、公園の維持管理活動、ジオパークに関する活動、地球温暖化防止活動、省エネルギー活動、3R運動など）のほかにも、環境美化活動として、「すばらしい蔵王町を創る協議会」が主体となり、毎年、春・秋の2回、すべての行政区による町内一斉清掃運動「クリーン蔵王町デー」が行われているほか、地域ぐるみの「花いっぱい運動」が行われています。

また、毎月1回、町内の小学校1校において、環境美化標語を募集し、優れた標語を広報紙に掲載しているほか、町発展への功労者表彰の一環として、町の環境美化などに貢献した町民や町民団体等を表彰し、環境に関する町民の意識の高揚に努めています。

さらに、行政区や町民団体等が行う地域の道路清掃や除草活動等への支援も行っています。

こうした地域住民による環境保全活動・環境美化活動は、“足元からの取り組み”として極めて重要なものであることから、今後とも、積極的に支援し、活動の活性化・広がりを促していくことが必要です。

また、事業者においても、環境に配慮した事業活動が行われるよう、働きかけていくことが必要です。

「クリーン蔵王町デー」



「花いっぱい運動」



主要施策

4-3-1 環境美化活動の促進	生涯学習課 環境政策課 建設課
<p>「クリーン蔵王町デー」や「花いっぱい運動」について、活動の継続と充実を促進するほか、標語の募集や功労者の表彰、行政区や町民団体等が行う道路清掃・除草の支援を行い、町民等の自主的な環境美化活動の活発化を促します。</p>	
4-3-2 事業所における環境配慮の促進	環境政策課
<p>「ISO14001^{※17}」などの環境マネジメントシステムや環境会計の導入をはじめ、環境に配慮した経営体制の整備について、事業所へ働きかけていきます。</p>	

数値目標

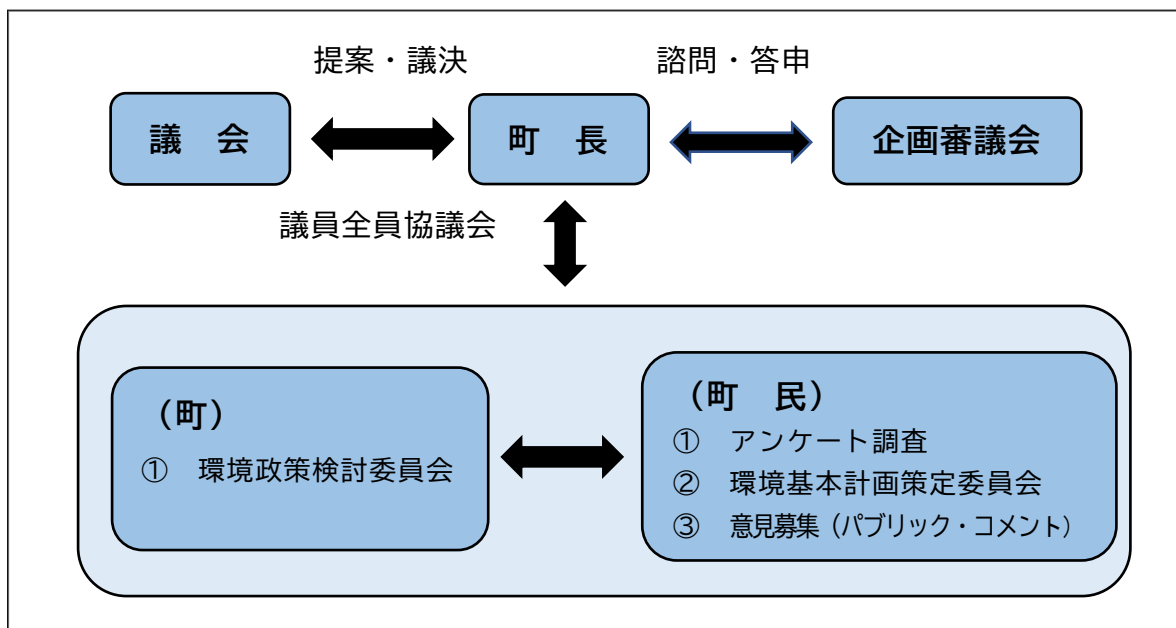
指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和14年度 (目標値)
「クリーン蔵王町デー」実施回数	回	2	2
「花いっぱい運動」植え付け面積	㎡	2,133	2,500

※17 国際標準化機構（ISO）が策定した環境に配慮した経営に関する国際基準。

資料編

◆策定体制・策定経過等

◇策定体制



◇町民意見

(1) アンケート調査

本計画（案）に町民ニーズを十分に反映させるため、20歳以上の一般町民や町内事業者、高校生、小・中学生を対象としてアンケート調査を実施しました。

項目	一般町民	事業者	高校生	小・中学生
調査対象	20歳以上の町民	町内の事業者	町内に住む 高校2年生 (全員)	町内の小学6 年生と中学2 年生(全員)
配布数	2,000	500	102	171
調査方法	郵送配布・返信用封筒による回収		学校配布・返信用封筒による回収	
調査時期	令和4年1月7日～1月21日		令和4年1月21日～2月10日	
有効回収数	730	234	28	117
有効回収率	36.5%	46.8%	27.5%	68.4%

(2) 意見募集（パブリック・コメント）

本計画（案）を役場、各出張所に冊子を設置して希望者に配布するとともに、町ホームページに公開し、意見募集（パブリック・コメント）を行いました。

年月日	内 容
令和5年 1月 16日(月) ～31日(火)	第二次蔵王町環境基本計画（案）について意見募集

◇策定経過

年月日	事 項	内 容
令和3年 12月 24日(金)	第1回 検討委員会	・第二次蔵王町環境基本計画策定について
令和4年 2月 10日(木)	各課ヒアリング	・環境施策の達成状況について、各課ヒアリングを実施
令和4年 5月 24日(火)	第1回 策定委員会	・第二次蔵王町環境基本計画策定について
令和4年 7月 12日(火)	第2回 検討委員会	・計画（骨子案）について
令和4年 7月 26日(火)	第2回 策定委員会	・計画（骨子案）について
令和4年 10月 18日(火)	第3回 検討委員会	・計画（案）について
令和4年 10月 19日(水)	第3回 策定委員会	・計画（案）について
令和4年 12月 23日(金)	第4回 企画審議会	・第二次蔵王町環境基本計画策定(案)について諮問
令和5年 1月 16日(月) ～31日(火)	パブリック・コメント	・第二次蔵王町環境基本計画（案）について意見募集
令和5年 2月 2日(木)	第5回 企画審議会	・審議会の答申について協議・決定 ・答申
令和5年 2月 13日(月)	議員全員協議会	・第二次蔵王町環境基本計画（案）について

◆第二次蔵王町環境基本計画策定に係る関係者の名簿

◇蔵王町企画審議会委員名簿

	選任区分	氏名	備考
1	議員	馬場勝彦	
2	議員	三沢茂	
3	議員	松崎良一	
4	議員	齋藤英之	
5	教育委員	今千佳	
6	農業委員	武田明夫	
7	農業委員	山家一彦	
8	学識経験者	鈴木とみ	職務代理者
9	学識経験者	高野幸隆	
10	学識経験者	佐藤光男	会長
11	学識経験者	八島敏次	
12	学識経験者	小島一利	
13	学識経験者	長尾みどり	
14	学識経験者	佐藤明美	
15	学識経験者	松井孝幸	

◇蔵王町環境基本計画策定委員会委員名簿

	選任区分	氏名	備考
1	住民自治組織代表	村上貞二	委員長
2	町民代表	我妻文雄	
3	町民代表	我妻義明	
4	町民代表	佐藤正則	
5	町民代表	大槻千賀子	
6	事業所代表	門脇次男	
7	事業所代表	遠藤巧	
8	事業所代表	阿部和弘	
9	事業所代表	佐藤満	副委員長
10	事業所代表	我妻節雄	
11	事業所代表	石井義之	
12	事業所代表	新貝誠治	
13	学識経験者	建入ゆかり	
14	学識経験者	芦立敏彦	

◇蔵王町環境政策検討委員会委員名簿

	職名	氏名	備考
1	副町長	平間喜久夫	委員長
2	総務課長	穴戸光晴	副委員長
3	まちづくり推進課長	佐藤長也	
4	環境政策課長	宮澤一弘	
5	農林観光課長	加藤勝彦	
6	建設課長	森良光	
7	上下水道課長	平間勝文	
8	教育総務課長	福地実幸	
9	生涯学習課長	我妻敏	

◆企画審議会・策定委員会・庁内検討委員会の設置に係る 条例・要綱

◇蔵王町企画審議会条例

昭和 47 年 3 月 30 日
条例第 30 号

(設置)

第 1 条 町の基本構想及び都市計画に関する事並びに町づくりに関する重要事項について、町長の諮問に応じ調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 の規定に基づき蔵王町企画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本構想の策定、総合計画及び国土利用計画に関する事。
- (2) 都市計画法及びその他の法令により、その権限に属された事項に関する事。
- (3) 蔵王町環境基本条例(平成 24 年蔵王町条例第 16 号)第 26 条第 2 項に基づく環境基本計画に関する事並びに環境の保全及び創造に関して必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が町づくり及び都市計画上必要と認める重要事項に関する事。

2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会の議員 4 人
- (2) 教育委員会の委員 1 人
- (3) 農業委員会の委員 2 人
- (4) 学識経験を有する者 8 人

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

3 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の委員は、その職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長の選挙その他会の構成のための審議会は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 委員を補佐するため必要があるときは、審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、まちづくり推進課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、審議会において定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(蔵王町都市計画審議会条例の廃止)

2 蔵王町都市計画審議会条例(昭和45年蔵王町条例第12号)は廃止する。

附 則(平成23年条例第14号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

附 則(平成25年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の蔵王町企画審議会条例第3条の規定は、平成25年5月1日から適用する。

◇蔵王町環境基本計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 4 月 25 日
要綱第 24 号

(設置)

第 1 条 蔵王町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の策定に当たり、広く町民等の意見を求めるため、蔵王町環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 環境基本計画案の策定に関すること。
- (2) その他環境基本計画の策定に当たり必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内でこれを組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町民代表
- (2) 事業所の代表
- (3) 行政区長会の代表
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、町長が委嘱した日から環境基本計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が委員の中から指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の委員会は、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(謝礼金)

第 7 条 委員には予算の範囲内で謝礼金を支給する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、環境政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

◇蔵王町環境政策検討委員会設置要綱

平成30年12月19日

要綱第22号

(設置)

第1条 環境基本計画に基づく環境保全の計画的な推進と点検・評価による進行管理を行い、関連事業の調整など全庁的な合意形成を図りながら計画を推進するため、蔵王町環境政策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、環境基本計画の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項について調査及び検討する。

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長、総務課長、まちづくり推進課長、環境政策課長、農林観光課長、建設課長、上下水道課長、教育総務課長、生涯学習課長をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、副町長とし、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないとき及び委員長が必要と認めたときは、他の職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、環境政策課内において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第二次蔵王町環境基本計画

みんながつくる 地球にやさしい ざおうまち

令和5年3月

発行／蔵王町

編集／蔵王町環境政策課

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL:0224-33-3007

FAX:0224-33-3284

